

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 3 月 24 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 7 経営体（うち 認定農業者 3 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は市の北部に位置し、10 a 区画の水田が広がる水稻専作地帯である。集落内では自給的農家を中心として農業が営まれてきたが、農業者の高齢化の進展により近年は、担い手不足が顕著となっており、将来の集落内の農地利用について、認定農業者を中心に危惧されているところである。今後は、人・農地プランの作成を契機として、集落における話し合いを進めていくことで、農地の出し手と耕作者を明確にしていくとともに、プランに基づく農地中間管理事業の活用により、農地の集積・集約化を図っていく。また、集落内の農業者の高齢化や後継者不足を憂慮し、今後は地区外からの「入り耕作者」として、企業や法人など一般法人や農地所有適格法人などを地区内に誘致することも検討していく。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。